



三重県公報

令和元年6月18日(火)

第 13 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
告 示			
107	地方自治法施行令第158条第1項の規定による寄附金の収納事務の委託	(災 害 対 策 課)	2
108	令和元年度自衛官候補生の募集期間、採用試験の試験期日、試験場の位置及び名称その他必要な事項	(市 町 行 財 政 課)	2
109	保安林の指定をする予定である旨の通知	(治 山 林 道 課)	3
110	同件	(同)	3
111	同件	(同)	4
112	同件	(同)	4
113	同件	(同)	4
114	水防法の規定による洪水浸水想定区域等の指定	(河 川 課)	5
115	同件	(同)	5
116	同件	(同)	5
117	同件	(同)	5
118	同件	(同)	6
119	同件	(同)	6
120	証紙の販売所の所在地を変更した旨の届出	(出 納 局)	6
121	証紙の販売所を廃止した旨の届出	(同)	6
選 管 告 示			
16	第25回参議院選挙区選出議員選挙において候補者が手話通訳を付して政見を録画することができる放送局	(選 挙 管 理 委 員 会)	7
17	三重県選挙管理委員会規程の一部を改正する告示	(同)	7
18	公職選挙事務執行規程の一部を改正する告示	(同)	8

告 示

三重県告示第 107 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定により、災害時支援寄附金の収納事務を次のとおり委託します。

令和元年 6 月 18 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 委託先
愛知県名古屋市中区錦 1-4-6 三井生命ビル 9F
株式会社中部しんきんカード 代表取締役 高橋 征利
- 2 委託期間
令和元年 5 月 20 日から令和 2 年 3 月 31 日まで

三重県告示第 108 号

自衛隊法施行令（昭和 29 年政令第 179 号）第 114 条及び第 117 条第 1 項の規定（同令第 118 条においてその例によることとされている場合を含む。）により、自衛官候補生の募集期間、採用試験の試験期日、試験場の位置及び名称その他必要な事項を次のとおり告示します。

令和元年 6 月 18 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 募集区分

募集種目		試験種目
自衛官候補生	男女	筆記試験（国語、数学、社会及び作文）、口述試験、適性検査及び身体検査

2 募集期間、試験期日及び採用時期

募集種目		募集期間	試験期日	採用時期
自衛官候補生	男女	令和元年 7 月 1 日（月）まで	令和元年 7 月 7 日（日）	令和元年 8 月下旬から同年 9 月下旬まで及び令和 2 年 3 月下旬から同年 4 月上旬まで

3 応募資格

日本国籍を有し、採用予定月の 1 日現在で 18 歳以上であって、採用予定月の 1 日から起算して 3 月に達する日の翌月の末日現在で 33 歳未満の男女。ただし、次に該当する者を除く。

- (1) 成年被後見人又は被保佐人
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 法令の規定による懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者
- (4) 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4 試験場の名称及び住所

募集種目		試験場の名称	試験場の住所
自衛官候補生	男女	陸上自衛隊久居駐屯地	津市久居新町 975

5 志願受付場所の名称及び住所

(1) 次表に掲げる場所

志願受付場所の名称	志願受付場所の住所
自衛隊三重地方協力本部 電話 059-225-0531	津市桜橋 1 丁目 91
自衛隊三重地方協力本部 四日市地域事務所 電話 059-351-1723	四日市市鶴の森 1 丁目 14-11 阿部ビル 2 階

自衛隊三重地方協力本部 津募集案内所 電話 059-224-4324	津市丸之内 26-8 津合同庁舎 4 階
自衛隊三重地方協力本部 伊勢地域事務所 電話 0596-23-3880	伊勢市神久 2 丁目 1-58 角屋ビル 2 階
自衛隊三重地方協力本部 伊賀地域事務所 電話 0595-21-6720	伊賀市緑ヶ丘本町 1507-3 伊賀上野地方合同庁舎 2 階
自衛隊三重地方協力本部 熊野地域事務所 電話 0597-85-2214	熊野市井戸町 802-13

(2) 各市役所及び各町役場

三重県告示第 109 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 29 条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨通知がありましたので、同法第 30 条の規定により告示します。

令和元年 6 月 18 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 保安林予定森林の所在場所
松阪市飯高町青田山向イ山 1126 の 15（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
 （「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を三重県農林水産部治山林道課及び松阪市役所に備え置いて縦覧に供します。）

三重県告示第 110 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 29 条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨通知がありましたので、同法第 30 条の規定により告示します。

令和元年 6 月 18 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 保安林予定森林の所在場所
熊野市五郷町寺谷字桑瀬谷 1319、字大峪山 1345 の 2、1345 の 4、630 の 4
- 2 保安林指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
 （「次のとおり」は省略し、その関係書類を三重県農林水産部治山林道課及び熊野市役所に備え置いて縦覧に供します。）

三重県告示第 111 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 29 条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨通知がありましたので、同法第 30 条の規定により告示します。

令和元年 6 月 18 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 保安林予定森林の所在場所
熊野市五郷町湯谷字高代山 253 の 1
- 2 保安林指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次のとおり」は省略し、その関係書類を三重県農林水産部治山林道課及び熊野市役所に備え置いて縦覧に供します。)

三重県告示第 112 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 29 条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨通知がありましたので、同法第 30 条の規定により告示します。

令和元年 6 月 18 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 保安林予定森林の所在場所
熊野市木本町字扇山 1288
- 2 保安林指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次のとおり」は省略し、その関係書類を三重県農林水産部治山林道課及び熊野市役所に備え置いて縦覧に供します。)

三重県告示第 113 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 29 条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨通知がありましたので、同法第 30 条の規定により告示します。

令和元年 6 月 18 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 保安林予定森林の所在場所
熊野市飛鳥町大又字上ノ平 1390 の 1、1390 の 3
- 2 保安林指定の目的
土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は省略し、その関係書類を三重県農林水産部治山林道課及び熊野市役所に備え置いて縦覧に供します。)

三重県告示第 114 号

水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 14 条第 1 項及び第 2 項並びに水防法施行規則（平成 12 年建設省令第 44 号）第 2 条に基づき、金剛川水系金剛川に係る洪水浸水想定区域を指定するとともに、当該区域が浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間並びに基本高水の設定の前提となる降雨（計画降雨）により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深を定めましたので、同法第 14 条第 3 項及び同規則第 3 条第 1 項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、三重県県土整備部河川課、三重県戦略企画部情報公開課及び三重県松阪建設事務所に備え置いて縦覧に供します。

令和元年 6 月 18 日

三重県知事 鈴木 英 敬

三重県告示第 115 号

水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 14 条第 1 項及び第 2 項並びに水防法施行規則（平成 12 年建設省令第 44 号）第 2 条に基づき、阪内川水系阪内川に係る洪水浸水想定区域を指定するとともに、当該区域が浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間並びに基本高水の設定の前提となる降雨（計画降雨）により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深を定めましたので、同法第 14 条第 3 項及び同規則第 3 条第 1 項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、三重県県土整備部河川課、三重県戦略企画部情報公開課及び三重県松阪建設事務所に備え置いて縦覧に供します。

令和元年 6 月 18 日

三重県知事 鈴木 英 敬

三重県告示第 116 号

水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 14 条第 1 項及び第 2 項並びに水防法施行規則（平成 12 年建設省令第 44 号）第 2 条に基づき、笹川水系笹川に係る洪水浸水想定区域を指定するとともに、当該区域が浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間並びに基本高水の設定の前提となる降雨（計画降雨）により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深を定めましたので、同法第 14 条第 3 項及び同規則第 3 条第 1 項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、三重県県土整備部河川課、三重県戦略企画部情報公開課、三重県松阪建設事務所及び三重県伊勢建設事務所に備え置いて縦覧に供します。

令和元年 6 月 18 日

三重県知事 鈴木 英 敬

三重県告示第 117 号

水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 14 条第 1 項及び第 2 項並びに水防法施行規則（平成 12 年建設省令第 44 号）第 2 条に基づき、碧川水系碧川に係る洪水浸水想定区域を指定するとともに、当該区域が浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間並びに基本高水の設定の前提となる降雨（計画降雨）により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深を定めましたので、同法第 14 条第 3 項及び同規則第 3 条第 1 項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、三重県県土整備部河川課、三重県戦略企画部情報公開課及び三重県松阪建設事務所に備え置いて縦覧に供します。

令和元年 6 月 18 日

三重県知事 鈴木 英 敬

三重県告示第 118 号

水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 14 条第 1 項及び第 2 項並びに水防法施行規則（平成 12 年建設省令第 44 号）第 2 条に基づき、金剛川水系名古須川に係る洪水浸水想定区域を指定するとともに、当該区域が浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間並びに基本高水の設定の前提となる降雨（計画降雨）により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深を定めましたので、同法第 14 条第 3 項及び同規則第 3 条第 1 項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、三重県県土整備部河川課、三重県戦略企画部情報公開課及び三重県松阪建設事務所に備え置いて縦覧に供します。

令和元年 6 月 18 日

三重県知事 鈴木 英 敬

三重県告示第 119 号

水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 14 条第 1 項及び第 2 項並びに水防法施行規則（平成 12 年建設省令第 44 号）第 2 条に基づき、金剛川水系愛宕川に係る洪水浸水想定区域を指定するとともに、当該区域が浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間並びに基本高水の設定の前提となる降雨（計画降雨）により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深を定めましたので、同法第 14 条第 3 項及び同規則第 3 条第 1 項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、三重県県土整備部河川課、三重県戦略企画部情報公開課及び三重県松阪建設事務所に備え置いて縦覧に供します。

令和元年 6 月 18 日

三重県知事 鈴木 英 敬

三重県告示第 120 号

三重県証紙条例（昭和 40 年三重県条例第 12 号）第 5 条第 1 項の規定により指定した証紙の販売人から、販売所の所在地を次のとおり変更した旨の届出がありました。

令和元年 6 月 18 日

三重県知事 鈴木 英 敬

販売人の名称	販売所の名称	所在地		変更年月日
		旧	新	
多気郡農業協同組合	大台支店	多気郡大台町佐原 1001-4	多気郡大台町上楠 221-1	令和元年 5 月 27 日

三重県告示第 121 号

三重県証紙条例（昭和 40 年三重県条例第 12 号）第 5 条第 1 項の規定により指定した証紙の販売人から、販売所を次のとおり廃止した旨の届出がありました。

令和元年 6 月 18 日

三重県知事 鈴木 英 敬

販売人の名称	廃止する販売所		廃止年月日
	名称	所在地	
多気郡農業協同組合	大台東部支店	多気郡大台町柝原 1683-2	令和元年 5 月 24 日

選 管 告 示

三重県選挙管理委員会告示第 16 号

政見放送及び経歴放送実施規程（平成 6 年自治省告示第 165 号）第 8 条第 7 項の規定に基づき、第 25 回参議院選挙区選出議員選挙において候補者が手話通訳を付して政見を録画することができる放送事業者を次のとおり定めます。

令和元年 6 月 18 日

三重県選挙管理委員会委員長 高 木 久 代

日本放送協会及び三重テレビ放送株式会社

三重県選挙管理委員会告示第 17 号

三重県選挙管理委員会規程の一部を改正する告示を次のように定めます。

令和元年 6 月 18 日

三重県選挙管理委員会委員長 高 木 久 代

三重県選挙管理委員会規程の一部を改正する告示

三重県選挙管理委員会規程（昭和 44 年三重県選挙管理委員会告示第 28 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
別表（第 11 条関係）	別表（第 11 条関係）
1・2 （略）	1・2 （略）
3 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和 25 年法律第 179 号。以下「基準法」という。）に基づく事務	3 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和 25 年法律第 179 号。以下「基準法」という。）に基づく事務
(1) （略）	(1) （略）
<u>(2) 基準法第 4 条第 16 項の規定による投票所の事務を行うための設備の借料並びに当該設備の整備及び管理に係る委託費を承認すること。</u>	
<u>(3) 基準法第 4 条第 17 項の規定による専ら投票所の事務を行うための機器等の購入費、借料並びに当該機器等の整備及び管理に係る委託費を承認すること。</u>	
<u>(4)・(5) （略）</u>	<u>(2)・(3) （略）</u>
<u>(6) 基準法第 4 条の 2 第 5 項の規定による専ら共通投票所の事務を行うための機器等の購入費、借料並びに当該機器等の整備及び管理に係る委託費を承認すること。</u>	
<u>(7) 基準法第 4 条の 2 第 6 項の規定による共通投票所において使用する電子情報処理組織の整備及び運用に係る委託費を承認すること。</u>	<u>(4) 基準法第 4 条の 2 第 5 項の規定による共通投票所において使用する電子情報処理組織の整備及び運用に係る委託費を承認すること。</u>
<u>(8)～(11) （略）</u>	<u>(5)～(8) （略）</u>
<u>(12) 基準法第 5 条第 17 項の規定による開票所の事務を行うための設備の借料並びに当該設備の整備及び管理に係る委託費を承認すること。</u>	
<u>(13) 基準法第 5 条第 18 項の規定による専ら開票所の事務を行うための機器等の購入費、借料並びに当該機器等の整備及び管理に係る委託費を承認すること。</u>	
<u>(14) （略）</u>	<u>(9) （略）</u>
4～11 （略）	4～11 （略）

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

三重県選挙管理委員会告示第 18 号

公職選挙事務執行規程の一部を改正する告示を次のように定めます。

令和元年 6 月 18 日

三重県選挙管理委員会委員長 高 木 久 代

公職選挙事務執行規程の一部を改正する告示

公職選挙事務執行規程（平成 7 年三重県選挙管理委員会告示第 5 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（選挙公報掲載の申請）</p> <p>第 69 条 候補者が法第 168 条第 1 項又は選挙公報条例第 3 条第 1 項の規定による申請をしようとするときは、掲載文を添え、第 46 号様式に準じて作成した申請書を県委員会に提出しなければならない。</p> <p>（選挙公報への写真の掲載）</p> <p>第 70 条 （略）</p> <p>2 候補者が前項又は法第 168 条第 1 項若しくは選挙公報条例第 3 条第 1 項の規定により掲載文に添付する写真（<u>電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。次条において同じ。）</u>により作成されたものを含む。）は、候補者自身のもので、選挙の期日前 1 年以内に撮影した無帽、上半身及び白黒の名刺形とし、候補者の氏名、所属党派及び撮影年月日を記載し、<u>又は記録した</u>ものとする。</p> <p>（選挙公報掲載文の記載）</p> <p>第 71 条 第 69 条の掲載文は、県委員会が第 47 号様式により交付する原稿用紙（<u>県委員会が提供する同様式の電磁的記録を含む。次条第 2 項及び第 74 条第 2 項において同じ。</u>）に記載し、<u>又は記録しなければならない</u>。</p> <p>2 前項の掲載文は、<u>無彩色で記載し、又は記録しなければならない</u>。</p> <p>3 氏名欄には、候補者の氏名を縦書きで記載し、<u>又は記録しなければならない</u>。ただし、令第 88 条第 8 項若しくは第 9 項又は第 89 条第 5 項の規定の適用を受けた場合においては、通称を縦書きで記載し、<u>又は記録しなければならない</u>。</p> <p>（選挙公報掲載文への写真の使用制限等）</p> <p>第 72 条 （略）</p> <p>2 掲載文に、図、イラストレーション及びこれらの類を記載し、<u>又は記録しようとする場合においては、それらの部分に係る面積の合計面積は、原稿用紙に掲載文を記載し、又は記録することができる面積（氏名欄及び第 70 条第 2 項の写真の欄を含まない。）のおおむね 2 分の 1 を超えてはならない</u>。</p>	<p>（選挙公報掲載の申請）</p> <p>第 69 条 候補者が法第 168 条第 1 項又は選挙公報条例第 3 条第 1 項の規定による申請をしようとするときは、掲載文<u>一通</u>を添え、第 46 号様式に準じて作成した申請書を県委員会に提出しなければならない。</p> <p>（選挙公報への写真の掲載）</p> <p>第 70 条 （略）</p> <p>2 候補者が前項又は法第 168 条第 1 項若しくは選挙公報条例第 3 条第 1 項の規定により掲載文に添付する写真は、候補者自身のもので、選挙の期日前 1 年以内に撮影した無帽、上半身及び白黒の名刺形とし、<u>裏面に</u>候補者の氏名、所属党派及び撮影年月日を記載したものとする。</p> <p>（選挙公報掲載文の記載）</p> <p>第 71 条 第 69 条の掲載文は、県委員会が第 47 号様式により交付する原稿用紙に記載しなければならない。</p> <p>2 前項の掲載文は、<u>黒色の色素により、明瞭に記載しなければならない</u>。</p> <p>3 氏名欄には、候補者の氏名を縦書きで記載しなければならない。ただし、令第 88 条第 8 項若しくは第 9 項又は第 89 条第 5 項の規定の適用を受けた場合においては、通称を縦書きで記載しなければならない。</p> <p>（選挙公報掲載文への写真の使用制限等）</p> <p>第 72 条 （略）</p> <p>2 掲載文に、図、イラストレーション及びこれらの類を記載しようとする場合においては、それらの部分に係る面積の合計面積は、原稿用紙に掲載文を記載することができる面積（氏名欄及び第 70 条第 2 項の写真の欄を含まない。）のおおむね 2 分の 1 を超えてはならない。</p>

<p>(選挙公報掲載文の訂正)</p> <p>第 73 条 県委員会は、前 3 条の規定に違反して記載し、又は記録した掲載文（第 70 条第 2 項の写真を含む。以下同じ。）の申請があったとき、又は掲載文を印刷したときにおいて、文字が著しく小さいことその他印刷が著しく不鮮明になるおそれがあると認めるときは、候補者に掲載文の記載又は記録の訂正を求めることができる。</p>	<p>(選挙公報掲載文の訂正)</p> <p>第 73 条 県委員会は、前 3 条の規定に違反して記載した掲載文（第 70 条第 2 項の写真を含む。以下同じ。）の申請があったとき、又は第 77 条の規定によって印刷したときにおいて、文字が著しく小さいことその他印刷が著しく不鮮明になるおそれがあると認めるときは、候補者に掲載文の記載の訂正を求めることができる。</p>
<p>2 (略)</p> <p>(選挙公報掲載文の撤回又は修正)</p>	<p>2 (略)</p> <p>(選挙公報掲載文の撤回又は修正)</p>
<p>第 74 条 (略)</p> <p>2 候補者は、前項の規定により掲載文の修正の申請をするときは、原稿用紙に新たに記載し直し、又は記録し直した掲載文を添えなければならない。</p>	<p>第 74 条 (略)</p> <p>2 候補者は、前項の規定により掲載文の修正の申請をするときは、原稿用紙に新たに記載し直した掲載文を添えなければならない。</p>
<p>(選挙公報掲載順序のくじ)</p> <p>第 76 条 法第 169 条第 6 項又は選挙公報条例第 4 条第 2 項の規定による掲載の順序を定めるくじは、法第 168 条第 1 項又は選挙公報条例第 3 条第 1 項に規定する期間経過後又は法第 169 条第 2 項の規定により掲載文の送付を受けた後、直ちに行うものとする。</p>	<p>(選挙公報掲載順序のくじ)</p> <p>第 76 条 法第 169 条第 5 項又は選挙公報条例第 4 条第 2 項の規定による掲載の順序を定めるくじは、法第 168 条第 1 項又は選挙公報条例第 3 条第 1 項に規定する期間経過後又は法第 169 条第 1 項の規定により掲載文の送付を受けた後、直ちに行うものとする。</p>
<p>2 (略)</p> <p>(選挙公報の印刷)</p>	<p>2 (略)</p> <p>(選挙公報の印刷)</p>
<p>第 77 条</p> <p>(略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(選挙公報の発送)</p>	<p>第 77 条 選挙公報は、第 69 条又は第 74 条第 2 項の掲載文を写真製版により印刷するものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(選挙公報の発送)</p>
<p>第 80 条 県委員会は、選挙公報を選挙の期日前 4 日までに、市町委員会に送付するものとする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>第 80 条 県委員会は、第 77 条第 1 項の規定により印刷した選挙公報を選挙の期日前 4 日までに、市町委員会に送付するものとする。</p> <p>2 (略)</p>

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地
 三重県総務部法務・文書課
 電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>